

奈良県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、本郷土地改良区から当該土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨届出があつた。

平成二十七年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

氏名	住所
西岡 友秋	宇陀市大宇陀本郷九三七
山岡 準一郎	" 迫間四五〇
福田 節司	" 本郷一七二八